

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 勇翔福社会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勇翔福祉会(以下「法人」という。)の定款第8条(評議員の報酬等)及び第22条(役員等の報酬等)に基づき役員等の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬及び評議員選任・解任委員報酬
- (3) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員・評議員・評議員選任解任委員報酬)

第4条 役員等の報酬は、役員等が理事長の招集に応じ理事会及び委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,500円を支給する。

2 監事が定款第19条に基づき監査を行ったときは、その出席1日につき、5,500円を支給する。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 役員等が定款第6条・第11条・12条・第19条・第26条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、輝宝保育園旅費規程に準じて支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。